国営土地改良事業等事後評価実施要領

平成12年3月27日付け12構改C第241号 最終改正 平成22年3月31日付け21生畜第2071号・21農振第2160号

農林水產省生產局長農林水產省農村振興局長

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、農林水産省政策評価基本計画(平成18年3月28日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。)に基づき、国営土地改良事業等の完了地区において当該事業の実施による効用及び利用状況の評価(以下「事後評価」という。)を実施することとし、実施に当たっては、基本計画によるほか、この実施要領に定めるところによる。

第2 事後評価の対象事業及び実施時期

事後評価の対象事業は、国営土地改良事業等(次に掲げる事業をいう。以下同じ。) のうち総事業費10億円以上のものであって、その工事の完了の公告等があった年度の翌 年度から起算しておおむね5年を経過したものとする。

ただし、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、地方農政局長(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)が事後評価を実施することが必要と認めた場合は、対象事業とすることができる。

- 1 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業(同項 第1号に規定する土地改良施設の管理及び同項第5号に規定する事業を除く。)であ って、国が行うもの
- 2 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第51条第1項第3号イの規定により農林 水産大臣が指定する地すべり防止区域において同法第10条第1項の規定により農林水 産大臣が施行する地すべり防止工事
- 3 海岸法(昭和31年法律第101号)第6条第1項の規定により農林水産大臣が施行する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

第3 事後評価の実施主体及び体制の整備

1 事後評価の実施主体は、地方農政局(北海道にあっては国土交通省北海道開発局、 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)とする。

- 2 対象事業によって造成、整備された施設の管理主体(以下「管理主体」という。) が地方農政局でない場合には、地方農政局は管理主体の協力を得て、事後評価を実施 するものとする。
- 3 事後評価を行うため、地方農政局において当該農政局の関係部長及び課長をもって 構成する国営事業事後評価委員会(以下「事後評価委員会」という。)を設置するも のとする。なお、国営土地改良事業等再評価実施要領(平成10年3月27日付け構改D 第161号農林水産省構造改善局長通知)に基づく国営事業管理委員会又は直轄海岸保 全施設整備事業再評価実施要領(平成10年3月27日付け構改D第179号農林水産省構 造改善局長通知)に基づく直轄事業管理委員会が設置されている場合には、これをも って代えることができる。
- 4 事後評価について適宜意見を聴くため、専門的な知見を有する者(国又は関係団体 (対象事業に関係する地方公共団体及び管理主体をいう。以下同じ。)に属する者以 外の者をいう。)により構成される委員会(以下「事後評価技術検討会」という。) を設置するものとする。

第4 事後評価の実施

- 1 事後評価委員会は、基本計画第7の3の(2)のウの視点に基づき、地域の実情を踏まえ、評価の項目及び内容を設定するものとする。
- 2 土地改良調査管理事務所長(北海道にあっては国土交通省北海道開発局開発建設部 長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局土地改良総合事務所長)は、第2の1に 掲げる対象事業について、評価に必要な基礎的資料を地方農政局の担当部課と協力し て作成するものとする。
- 3 事後評価委員会は、関係団体の意見を聴いた上で、事後評価の結果を取りまとめる ものとする。
- 4 事後評価委員会は、事後評価の結果を事後評価技術検討会へ示し、その意見を聴く ものとする。

第5 事後評価の結果等の報告及び公表

- 1 地方農政局長は、事後評価の結果及び第4の4の事後評価技術検討会の意見を関係 団体に通知するとともに、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」とい う。)(農用地開発事業実施要綱(昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務 次官依命通知)第5の4の(1)のアの事業にあっては、農林水産省生産局長及び農 村振興局長。以下同じ。)に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、事後評価の結果(事後評価に当たって使用した情報を含む。)及び第4の4の事後評価技術検討会の意見、次年度に事後評価の結果を取りまとめることとなっている対象事業並びに過去の事後評価の結果を踏まえ対象事業について前年

度に講じられた措置の概要について、原則として事後評価の結果を取りまとめた年度 の8月末までに公表するものとする。

第6 事後評価の結果についての対応

- 1 地方農政局長は、事後評価の結果を踏まえ、対象事業について、管理主体と連携を 図りつつ必要な措置を講ずるものとする。その際、農業者の経営面での対応等地方農 政局のみでは対応が困難なものについては、関係団体と連携を図りつつ対策を検討す る。なお、具体的な措置を講じた場合にはその内容を農村振興局長に報告するものと する。
- 2 地方農政局長は、事後評価の結果等に基づき再度事後評価する必要があると判断した場合は、事後評価の結果を考慮して定める所要の期間の経過後に再度事後評価を実施するものとする。
- 3 農村振興局長は、対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り 方の検討、事業評価制度の改善等を進めるものとする。

第7 委任

事後評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長が別に定めるものとする。

九州農政局国営事業管理委員会設置要領

第1 趣旨

- 1 九州農政局管内で調査計画・実施している国営事業の効率性な執行及び透明性を確保する観点から、
- (1) 計画管理:事業計画と事業実施状況との関係を適切に評価、管理
- (2) 事前評価:事業採択前に事業の必要性、効率性(費用対効果)、有効性等の事業 評価
- (3) 再 評 価:事業採択後、一定期間ごとに当該事業を取り巻く諸情勢の変化を踏ま えた事業の評価
- (4)事後評価:事業完了地区において、当該事業により得られた効果の評価を行うこととする。
- 2 また、今後の国営事業地区の事業計画を円滑かつ計画的に策定し実施していくため、 地区調査地区及び全体実施設計地区の検討を行うこととする。
- 3 このため、九州農政局に国営事業管理委員会(以下「事業管理委員会」という。) を設置する。

第2事務

事業管理委員会は次に掲げる事項について事務を行う。

- (1) 国営事業の計画管理に関すること。
- (2) 国営事業の事前評価に関すること
- (3) 国営事業の再評価に関すること。
- (4) 国営事業の事後評価に関すること。
- (5) 国営事業の調査地区に関すること。
- (6) 国営事業の全体実施設計地区に関すること。
- (7) その他事業管理委員会の趣旨に照らして適当と認める事項に関すること。

第3 事前評価手法

事前評価は、「農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について」(平成14年12月18日付け14農振第1828号農村振興局長通知)に基づき実施するものとし、その他必要な事項については、委員長の判断により実施するものとする。

第4 再評価実施手法

再評価は、「国営土地改良事業等再評価実施要領」(平成10年3月27日付け1

0構改D第161号構造改善局長通知)、「直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領」(平成10年3月27日付け10構改D第179号構造改善局長通知)に基づき実施するものとし、その他必要な事項については、委員長の判断により実施するものとする。

第5 事後評価実施手法

事後評価は、「国営土地改良事業等事後評価実施要領」(平成12年3月27日付け12構改C第241号構造改善局長、畜産局長通知)に基づき実施するものとし、その他必要な事項については、委員長の判断に基づき実施するものとする。

第6 事業管理委員会の構成等

1 事業管理委員会の構成員は、次のとおりとする。

委員長 農村振興部長

副委員長 地方参事官(事業計画担当)、地方参事官(各省調整担当)

委員 農村振興部 事業管理調整官、設計課長、農村計画課長、

土地改良管理課長、農村環境課長、事業計画課長、

用地課長、水利整備課長、農地整備課長、防災課長

- 2 委員長は、必要に応じて国営事業(務)所長、土地改良技術事務所長、土地改良調 査管理事務所長等前項に掲げる者以外の者の出席を求めることが出来る。
- 3 事業管理委員会は、第2に掲げる事務を円滑に行うため、毎年度当初開催する。 また、委員長が必要と認めたとき、若しくは、委員から要請があった場合について も必要に応じて開催する。
- 4 事業管理委員会は委員長が召集し、その会務を統括する。ただし、委員長に事故が あるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代行する。
- 5 事業管理委員会の構成員は、委員長の判断に基づき、適宜追加することができるものとする。
- 6 本要領第2の(2)、(4)及び(5)の事項に係る事務については、委員長を地 方参事官(事業計画担当)、副委員長を農村振興部長とする。

第7 事業管理幹事会の構成等

事業管理委員会の下に、事業管理幹事会を設け、所要の事務を実施するとともに、 構成員は次のとおりとする。

幹事長 農村振興部 設計課事業調整室長

幹 事 農村振興部 設計課課長補佐 (調整)、農村計画課課長補佐、

土地改良管理課課長補佐、土地改良管理課農政調整官

農村環境課課長補佐、事業計画課課長補佐、 事業計画課事業計画管理官、用地課課長補佐、 水利整備課課長補佐、農地整備課課長補佐、 防災課課長補佐

- 2 幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることが出来る。
- 3 事業管理幹事会の開催は、幹事長が必要と認めたとき、若しくは、幹事から要請が あった場合についても必要に応じて開催する。
- 4 本要領第2の(2)、(5)の事項に係る事務については、幹事長を事業計画課事業計画管理官に、第2の(4)の事項に係る事務については、土地改良管理課農政調整官とする。

第8 事務局

- 事業管理委員会の事務局は、設計課事業調整室に置くものとする。ただし、第2の(2)、(5)に係る事項については事業計画課に、第2の(4)に係る事項については土地改良管理課に、第2の(6)に係る事項については設計課に置くものとする。
- 2 第2に掲げる事務を効率的かつ円滑に進めるため、事務の総括及び調整については 事務局が行い、資料整理等の実務は事業を所管する課等が行うが、事業管理幹事会を 構成する課はこれらについて、支援、協力を行うものとする。

附則

- 1 本要領の制定に伴い「九州農政局事業管理委員会運営要領、平成10年4月1日」 は廃止する。
- 2 本要領は、平成12年6月1日から施行する。
- 3 本要領は、平成12年12月7日から施行する。
- 4 本要領は、平成13年1月6日から施行する。
- 5 本要領は、平成14年5月24日から施行する。
- 6 本要領は、平成15年7月 1日から施行する。
- 7 本要領は、平成18年4月 1日から施行する。
- 8 本要領は、平成23年5月17日から施行する。
- 9 本要領は、平成27年10月1日から施行する。
- 10 本要領は、令和 元年 11月19日から施行する。

九州農政局農業農村整備事業等事後評価技術検討会設置要領

平成28年3月30日付27九振第1485号

第1 趣 旨

国営土地改良事業等並びに農業農村整備事業等補助事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図る観点から、農林水産省政策評価基本計画(平成14年3月29日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。)第8及び国営土地改良事業等事後評価実施要領(平成12年3月27日付け12構改C第241号構造改善局長、畜産局長通知。以下「国営事後評価要領」という。)第3の4並びに農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領(平成15年2月13日付14農振第1906号生産局長及び農村振興局長通知。以下「補助事後評価要領」という。)第5に基づき、農業土木、農業経済その他必要と認められる各分野の専門的知識を有する者から構成される委員会(以下「技術検討会」という。)の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

第2目的

技術検討会は、国営事後評価要領第3の4及び補助事後評価要領第5に基づき設置し、国営事後評価要領第4の4及び補助事後評価要領第5に基づき、九州農政局国営事業管理委員会及び九州農政局補助事業評価委員会(以下「事業管理委員会等」という。)から示された事後評価案等について、技術的・専門的な検討を行い、事業管理委員会等に対して意見の報告を行う。

第3 構成等

- 1 技術検討会は、第1に定める公正中立の専門的知識を有する5名程度 の委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。 また、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残 任期間とする。
- 3 技術検討会に委員長を置き、各委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があら かじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第4 会議等

- 1 会議は、事業管理委員会等から事後評価案等について、検討または意 見を求められたときに開催する。
- 2 技術検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 技術検討会の公開等については、技術検討会に諮り技術検討会が決定するものとする。
- 4 議事内容等の公開方法については、技術検討会が決定するものとする。

第5 事務局

技術検討会の事務局は、九州農政局農村振興部土地改良管理課とし、技術検討会の総括庶務を処理する。

第6 附 則

本設置要領は、平成28年3月30日より適用するものとする。